

阿蘇地方の住民による B29 飛行兵殺傷事件に関する一考察

藤井 可

A consideration of the B29 Crews Lynch Cases by residents of Aso District

Taka Fujii

Abstract

This paper investigated the stabbing incident of downed B29's soldiers caused by residents in Aso area in Japan (May 5, 1945). First, the information and the time background about this incident were described. Second, the validity of residents' act from a legal standpoint and an ethical standpoint was examined. Finally, the alternative options were proposed. The discussion is aimed at a descriptive-ethical work. In addition, this work should be regarded also as a trial for a new framework that enables local researchers to talk about problems or inequality of their own local community.

はじめに

2008年11月29日から30日にかけて九州大学医学部百年講堂で開催された、日本生命倫理学会第20回年次大会『医学・医療と生命倫理』において、東野利夫氏¹による「いわゆる「九大生体解剖事件」の真相と歴史的教訓」という講演を聴く機会を得た。東野氏は第二次世界大戦末期に起きた「九大生体解剖事件」²の現場に、助手の医学生として立ち会った人物である。「九大生体解剖事件」とは、1945（昭和20）年5月、紫電改によって撃墜されたB29から逃れて、熊本県阿蘇から大分県竹田にかけて落下傘で降り立ち捕虜となった米兵7名のうち、機長を除く6名が当時の西部軍司令部の意向により九州大学解剖実習室にて実験的手術³を受け、死亡した事件である。戦後の軍事法廷において、生体解剖に関わったとされている九州大学関係者のうちの3名が絞首刑、2名が終身刑、婦長を含む9名が重労働の判決を受けた。⁴九州大学医学部が関わる公式行事において「九大生体解剖事件」についての言及がなされたのはこれが初めてであると、九州大学の笹栗俊之大会長は述べた。東野氏から伺った生体解剖のいきさつは大変生々しく心に迫ってきた。この事件を改めて考察することは、戦時下における倫理や医学研究の倫理を考える上で、重要なことだと考えた。

それと同時に、そもそもの発端となった B29 墜落事件に私の興味は集中した。くだんの B29 が墜落した熊本県の阿蘇地方は私の故郷である。約 20 年前、地元の生活協同組合主催の「平和の集い」で、事件の一部を子どもの頃に目撃した甲斐利雄氏⁵ から話を伺ったことがある。しかし実際に当時成人であったであろう年代の方たちからは、終ぞ一言もこの事件について聞くことがなかった。当時を知る町民の多くが、この件について触れたくないという後ろ暗い気持ちを共有していたものと考えられる。

今回はあえて、阿蘇でタブー視されてきた本事件を考察の対象とする。その理由の一つは、この作業をおこなうことが「今まであまり語られてこなかった地元での惨劇について記録・整理しておく」という記述倫理的な意義を持つと考えるからである。更に、このような、地元で起こった何らかの「不公正」について、地元の研究者が倫理的視点から整理・考察をおこなうことが受容される枠組みを模索することにも、社会的な意義があると考え。⁶

本稿では、まず、現時点で把握できている事件のあらましを整理する。次いで、その背景や行為の正当性について検討していくこととしたい。

I. 事件の経緯

東野（1985）、甲斐（1997）、NHK・熊本（2010）、及び POW 研究会調査報告を参考に、事件の経過を以下のように整理した。

・ B29 の足跡

昭和 20 年 5 月 5 日 早朝
米軍 B29 爆撃機隊 マリアナ基地から出撃し、太刀洗飛行場（久留米市郊外）を爆撃した。（作戦任務第 145 号）
5 月 5 日 午前 8 時半ごろ
帰投中、日本軍戦闘機との戦闘になり、その中の一機（機体番号 42-65305、第 314 航空団 29 爆撃群所属）が紫電改（搭乗員：粕谷欣三海軍一等兵曹、19 歳）に遭遇し体当たり攻撃を受ける。 エンジントラブルのため全搭乗員が落下傘で脱出。 機体は阿蘇中岳の北方 15km から東北 20km 付近（大分県直入郡平田）に墜落炎上。

【乗組員名】⁷

マービン・S・ワトキズ中尉（機長）→捕虜になったのち、帰国
ウィリアム・R・フレドリック中尉（副操縦士）→実験手術死亡

チャールズ・M・カーン中尉（航法士）→現地死亡
 ハーワード・T・シングレデッカー中尉（爆撃士）→不明死
 デイル・E・プランベック中尉（レーダー係）→実験手術死亡
 テディ・J・ポンスカ軍曹（機関士）→実験手術死亡
 ロバート・B・ウィリアムス伍長（通信士）→実験手術死亡
 ジョン・C・コールハウワー伍長（射撃官）→実験手術死亡
 ロバート・C・ジョンソン伍長（左射手）→現地死亡
 レオ・C・オーエニック伍長（右射手）→現地死亡
 レオン・E・ザーネキ伍長（尾射手）→実験手術死亡

・ 熊本県・阿蘇に降下した米兵の安否

5月5日
南小国町星和地区に降下した4名のうち、2名は暴行を受けた後に捕えられた。他1名（オーエニック伍長）は捜索中の村人に発砲した後、草刈鎌で切られて即死し、現地（薊原地区）にて埋葬された。残る1名（ジョンソン伍長）は、逃走中、竹槍・日本刀・三八銃・村田銃などを手にした村人数百人に囲まれ襲われ、一旦捨てた拳銃を再び手にして自決し、現地埋葬された。遺体には鈍器によって繰り返し暴行が加えられた。
5月5日 午前
産山村田尻地区に降下した1名（プランベック中尉）は地元の獣医師・坂本氏の「捕虜には絶対、手を出しちゃならん」という言葉によって村人の暴行を免れた。
5月5日 午後0時半頃
産山村山鹿地区に降下した1名は、パラシュート降下中に機銃掃射を浴びて支え綱が切断され、田の畔に激突して絶命していた。その遺体は宮地署（現在の阿蘇市商工会館）に運ばれ、二日間放置された。その間、多くの人々が遺体に暴行を加えた。
5月5日 午後3時頃
産山村大和地区に降下した1名は、僅かな撃ち合いの後、地元警防団長の猟銃によって射殺された。遺体は宮地署にて暴行を受けた。

・ 大分県・竹田に降下した米兵の安否

大分県竹田一帯には3-4名の米兵が降下したと推測されている。

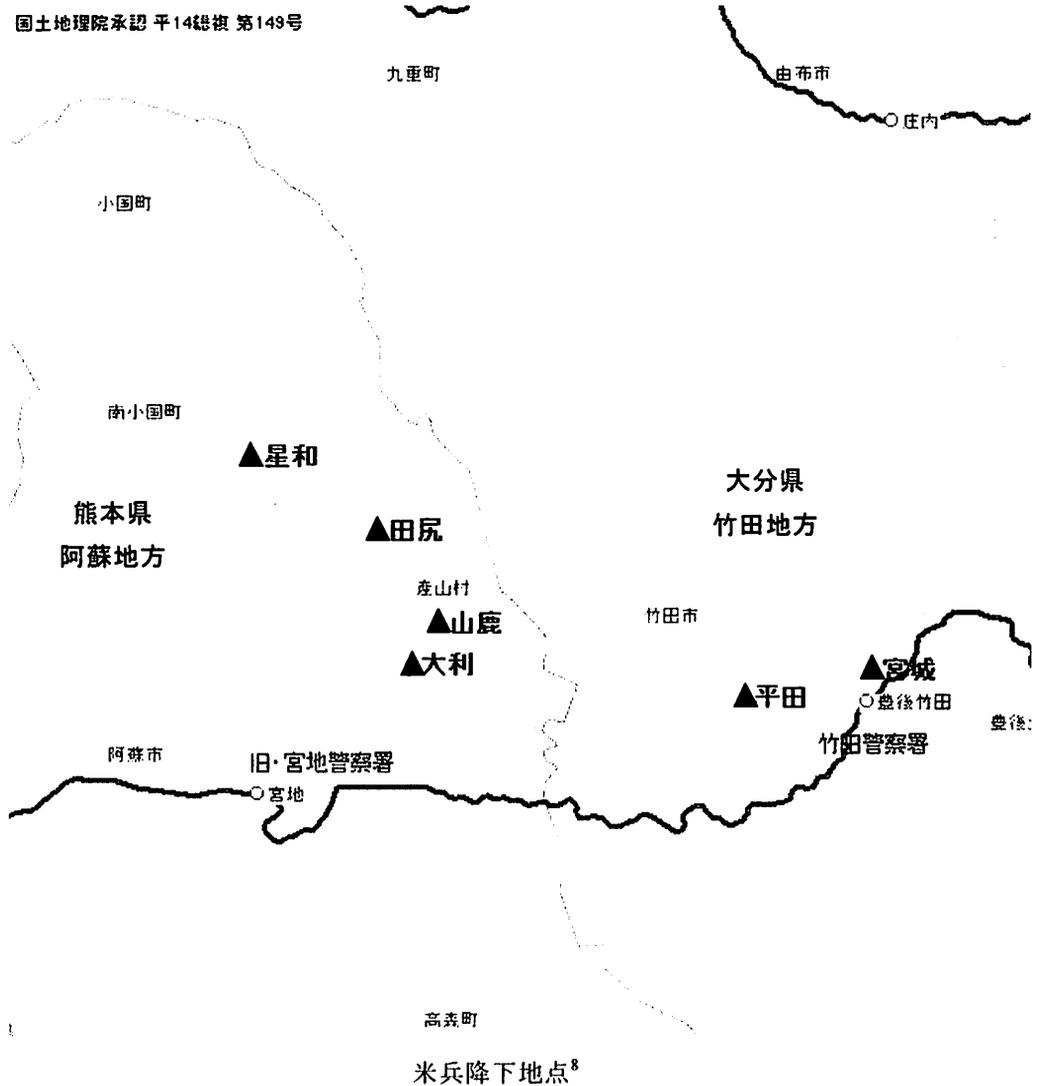
5月5日 午前
直入郡竹田町平田のB29墜落現場付近に降下した2名のうち1名（ポンスカ軍曹）は、農民によって猟銃で撃たれて左背側肩甲骨下を負傷。さらに竹やりで突き刺さ

れそうになったところを駐在が制止し、内科医・加藤毅氏の応急処置と外科医・田島利行氏の手当てを受けて捕虜になった。残る1名（機長・ワトキンズ中尉）は終始沈着で、拘留前には地元民に頭を殴られただけで済んだ。

5月6日 未明

直入郡宮城村（現・竹田市）で発見された米兵1名は、激昂した50人の村人に襲われそうになったが、日露戦争経験者である大野翠老人の「捕虜は殺しちゃならんのだ。殺るなら、先に俺をやれ」という絶叫によって助けられ、捕虜となった。

国土地理院承認 平14総復 第149号



生存捕虜7名は熊本憲兵隊および大分憲兵隊に引き渡されたのち、福岡市の西部軍司令部へ護送された。その内、ワトキンズ中尉のみが東京の憲兵隊へ送致さ

れ、終戦後、大森収容所から釈放された。残る6名は5月17日、22日、25日、6月2日の4日間にわけて九州大学で実行された臨床実験手術（前述の「九大生体解剖事件」）の犠牲となった。

B29に対する体当たり攻撃をおこなった紫電改は大分県直入郡宮城村の山中に墜落炎上した。粕谷操縦士の遺体は村人たちによって城原村の集会所に安置され、麓の竹田町で荼毘に付された。

戦後、米兵殺傷にかかわった村人たちはGHQの厳しい追及を受けることとなった。村人の多くが事件のすべてを忘れたと願った。遺体に触れた人やその家族に対するある種の偏見は平成になってからも続いたという。⁹

産山村で米兵を撃った警防団長は終戦後に兵士の位牌を作製し、子々孫々まで霊を弔うようにと言い遺したという。¹⁰ その産山村の二箇所の現場には「第二次世界大戦米兵降下地」と記した小さな石碑が建てられている。1977年には、東野氏・地元の工藤文夫氏らの尽力により、米兵11名と日本少年飛行兵の名が刻まれた「殉空之碑」が大分県竹田市山中のB29墜落現場に建立された。毎年5月5日には追悼法要が営まれている。



「殉空之碑」

大分県竹田市

2011年2月6日撮影

今回は、この一連の事件のうち、地元住民による米兵殺傷行為に焦点を当てて論じたい。この「村人による敵国兵の殺傷」という出来事は、当時の人々の感覚では当たり前のことであったのだろうか。それとも当時においても異様なことであったのだろうか。仮にこれが他に類をみない事件であったならば、阿蘇地方の住民に何らかの特性が存していたのかもしれないということになる。

第二次世界大戦末期の1945年前後より、日本列島への空襲は激化した。同時に、B29 墜落及び乗組員の墜落死亡、或いは降下事例も増加した。¹¹ 今回は、POW 研究会の調査報告¹² を元に、墜落兵の行く末を次の6つに分類した。墜落死した兵士のうち、遺体が存在した者の多くは現地或いは近隣で埋葬されている（①墜落死-埋葬型）。中には、墜落死した後に暴行を受けたものもある（①'墜落死-暴行-埋葬型。例：1945年5月9日大阪府東大阪市付近で高射砲によって撃墜されたB29乗組員6-7人の遺体は、火葬されるまでの数日間放置し住民に晒され、大勢の見物人に踏みつけられるなどした）。墜落後生存していた兵士の中には、米兵によって救助された兵士もいる（②生存-生還型。例：1945年4月28日宮崎県宮崎郡の沖合に墜落したB29、通称「SALVO SALLY」の乗組員ジャック・B・キャノン一等軍曹は海上にパラシュート降下して漂流し、翌日米軍潜水艦によって救助された）。日本人によって救助されたのちに、捕虜となった兵士もいる（③生存-救助-捕虜型。例：1945年7月7日長崎県五島列島宇久島沖合で墜落したPB4Y-2の生存者5名は、漂流中に地元漁船に救助され、平村役場へ連行された）。¹³ 生存してはいたものの、地元民の暴行を受けて捕虜となった者（④生存-暴行-捕虜型。例：1945年3月28日宮崎県日向市に降下したB29、通称「PEACE MAKER」乗組員11名のうちの1名を50名ほどの住民が取り囲み後ろ手に縛って殴っている）、また暴行や格闘の末に死亡した者（⑤生存-暴行死型。例：1945年7月15日北海道小樽湾に不時着したTBM3の乗組員3名が20日に漁船に発見され、そのうちの一人ジョセフ・C・ドゥリッチ三等飛行通信兵曹が漁民と争ったのちに殺害・遺棄された）、或いは自決した者もいる（⑥生存-自決型。例：1944年8月20日福岡県北九州市折尾に降下したジミー・ワイン中尉は、31日に銃撃戦で日本人3人を殺傷した末にピストル自殺した）。¹⁴

阿蘇地方に降下した兵士にこの分類を適用してみる。山鹿地区の1名は①'墜落死-暴行-埋葬型である。ワトキンズ中尉は③生存-救助-捕虜型、ブランバック中尉と宮城村で発見された1名も、ほぼ③といえる。星和地区の2名とボンスカ軍曹は④生存-暴行-捕虜型に相当する。オーエニック伍長と大和地区の1名は⑤生存-暴行死型、ジョンソン伍長は⑥生存-自決型にあたる。

墜落B29飛行兵全般の傾向を見ると、①墜落死-埋葬型が最も多く、次いで③、④の生存-捕虜型が多いようである。また、⑤生存-暴行死型、⑥生存-自決型も全国的に

数例ずつ認められ、B29 飛行兵殺傷が阿蘇地方の住民のみに認められた特異な反応ではないことが示唆される。当時は「女の年寄りでも 60 歳くらいまで竹やり訓練をやって、敵が来たらみんなつき殺せ、といわれていた」¹⁵ ような時代であったと、阿蘇郡南小国村に勤務していた塚本巡査は述べているが、それは阿蘇地方においてだけではなく全国的な傾向であったものといえよう。

東野氏は九州大学での講演において、阿蘇地方での事件の場合、当時激しさを増しつつあった九州地方への空襲が影響を与えていたのではないかと述べている。氏が例に挙げた西鉄筑紫駅銃撃事件では、勤労奉仕中の中学生が運転する電車内をめがけて P51 が機銃掃射をおこない、民間人も含めた大勢の乗客が亡くなった。それらの惨状を知った九州市民の多くが、米兵に対する怒りと恐怖を増幅させていたという。¹⁶

日本人が抱く米兵への敵愾心の強さは米軍にも伝わっていたようである。生存者ワトキンズ機長によると、B29 の搭乗員は、日本で捕獲されたら殺されるとグアム基地で聞かされていたという。それゆえ、捕獲される前にピストル自殺した者（ジョンソン伍長）もいたのだと彼は述べている。¹⁷ 実際、第二次世界大戦中に日本で捕虜となった者の中には、斬首刑や刺突演習の材料に処されるという不正な扱いを受けた者が少なくない。一方で、ジョンソン伍長が自決したのは村人が追い込んだ所為であると考えている目撃者もいる。¹⁸

阿蘇地方での殺傷事件は、当時全国的にそうであったように、「敵が上陸してきたら突け」と誰かに命じられて竹槍訓練をおこなってきた村人が、実際にその命に従った為に生じたものであるとの解釈が可能だが、そこに一つの謎がある。例えば、産山村の塚本巡査は怒号を上げる村人を制止するのに必死であったとのちに述べている。¹⁹ 竹田の墜落現場においても、そこに居合わせた駐在は、村人が米兵を竹槍で突き殺そうとすることを制止している。全国の墜落事例からも同様の傾向が見て取れる。では、住民に対して竹槍訓練を扇動した者は公の意向とは異なることを命じていたということになるが、その主体は一体何者だったのであろうか。このことは大変興味深いのが、別の機会に探究することとしたい。

ともあれ何者かの命によって竹槍訓練をおこなってきた素朴な村人たちは、その訓練に忠実に従い、間近に迫った米兵に対して実際に攻撃をおこなった。更には、恨みや集団心理も相まって、遺体にも暴行を加え続ける程に行為が激化していったものと考えられる。そこに国際法に通じた人物や不殺生を説く宗教者等が存在した場合は、住民の暴力に対する抑止力としての機能が発揮され得た可能性がある。また、公務員も職務の一部として同様の機能を担っていたと推察される。坂本獣医師や大野老人、竹田の駐在等がこれに当てはまる。但し阿蘇の星和や薊原地区において、「鎌は無理」、「死んだ人にそげんしたっちゃつまらんよ」と米兵

及び遺体への暴行を制した村人の声がかき消され、実際に止めようとする者も「なし、うたせんかい」「何でわら（お前）むこうば最辰すつとや」といつてあちこち叩かれ²⁰、ましてや公務員である塚本巡査も住民を制止しきれなかったという事実を考えると、抑止力となる人物の影響力の強さと、いきり立った住民の数の力のバランス次第で、明暗が分かれたものと考えられる。

II. 住民による米兵殺傷の正当性の検討

前節において、事件の経緯と背景について整理した。本節では村人による米兵殺傷の正当性を検討したいと思う。

まず、当時の国際法についてみてみよう。ジュネーブ条約（1906年、1929年、1949年の三度にわたり改訂、1977年に追加）²¹、ハーグ陸戦条約（1907年）等においては、武器を放棄した兵士や傷病兵、捕虜に対して人道的に待遇すべきこと、捕虜に対する暴行・虐待・拷問等を禁ずること等が定められていた。日本は1911年にハーグ陸戦条約を批准し、1912年に「陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約」を發布していた。

ちなみに現行の刑法に依拠すれば、本来は処罰さるべき不正行為を故意に行っていたとしても「正当防衛」、「緊急避難」、「業務上正当行為」のいずれかに相当する場合には違法性が阻却される。海外でも「正当防衛」や「緊急避難」は違法性阻却事由として認められていることが多い。ただし正当防衛は「現在」受けている違法攻撃の回避のみ通用する概念であり、「予防的な正当防衛」というものは認められない。

これらを踏まえ、法的観点から、住民による兵士殺傷行為が許容、或いは斟酌可能であるか否かについて次の仮説を立てた。

- ・ 住民らの殺傷行為が許容・斟酌可能であるとみなす仮説

[前提となる条件]

1. 米兵の発砲行為によって住民らの生命が脅かされていた。
→正当防衛であったという解釈。
 - 1'. 暴動に参加することによって得られる利益、或いは参加しないことによってこうむる害が、各人の生存に影響を与えるほど大きかった。
→住民らは共同体の中での自分の立場を確保することを優先した。
2. 住民らが捕虜の扱いに関する国際法を知らなかった。（法の不知）²²

→「捕虜」、「非戦闘員」という概念がない。自分たちと米兵は互いに交戦国の戦闘員同士であると認識していた。

・ 住民らの殺傷行為は不正であるとみなす仮説

根拠：捕虜の扱いに関する国際法に反していた。

[前提となる条件]

- 住民らの生命が脅かされているとはいえなかった。
- 住民らには敵兵射殺の可否を判断し実行する職務上の義務はなかった。
→正当防衛にも業務上正当行為にもあたらない。

更に、筆者の立場は「生命中心主義」であり、いかなる殺生も不正であると考ええる。しかしながら、自身の生存に関わるような個体の基本的要求を満たすためであれば、他者を侵害することも許容可能な場合があるという考えである。そこで、生命中心主義の立場から、行為が許容される条件を二つ挙げる。

- a. 相手を生命体であると認知できなかった場合
もしくは、
- b. 自らの生命に差し迫った危険が存する場合

ここで、殺傷行為を法的に許容可能であるとする条件1、2、及び、生命中心主義の立場からの許容可能条件a、bが成立可能かを検討する。実際に住民らがどのように考えていたかはもはや知る手だてがないが、もしも住民が米兵を命あるものと考えていなかったのであれば、aが成立する可能性もある。その場合、全ての暴行が倫理的（生命中心主義的）に許容可能となってしまう可能性もある。しかしながら実際は「鬼畜米英」という当時のスローガンが示すように「鬼」や「畜」という言葉で貶めはしていたものの、当時の日本人が米兵を無生物としてみなしていたという根拠は見当たらない。おそらく村人たちが米兵を生き物とみなしていた以上、aを根拠に彼らの行為を正当化することは不可能であるといえる。ただし、阿蘇地区で銃撃戦になった1名に関しては、住民側に1及びbが成立していたといえるため、住民の戦闘行為が許容される可能性は残されている。

また、2が背景にあった場合は、情状が酌量される可能性はある。但し、「捕虜は殺してはならない」という巡査の忠告を受けてもお暴行を加え続けた者は、その限りではないだろう。

いずれの殺傷事例においても、行為の時点における加害者（住民ら）には罪悪感がさほど無かったものと推察される。ジョンソン伍長の自決の目撃者は「遺体に手を合わせて拝む人は一人も見なかった」と証言している。²³ しかしながら、

のちに B29 米兵の人となり思いを馳せるに至ったとき、また GHQ による尋問等により他律的に反省を促されたとき（2 が矯正され、覆る）、加害者本人に「自分は犯したくもない殺人を犯してしまった」という後悔が生じたのではなからうか。²⁴ 実際に、事件に関わった村民は皆、口を閉ざし、ある者は山へ籠り、ある者は自責の念から憔悴したという。兵の一人を銃殺した警防団長は、正当防衛が認められて法的責任は免除されたものの、前述の通り米兵の位牌を作製して供養をおこなっている。また、直接手を下していない者たちを含めた地元住民らによって、米兵及び紫電改操縦士の供養のための記念石碑や「殉空之碑」等がひそやかに建立されている。

このように、村人による兵士の殺傷は、例え理論上は部分的な正当化が可能であったとしても、やがては加害者にも被害者にも第三者にもまるで幸福をもたらさない結末を招いてしまった。仮に帰結主義の観点をを用いたならば、本殺傷行為は正当化不可能であり、全く避けるべき事態であったと言えるだろう。そこで次節では、殺傷を回避するための代替案、および本事件を踏まえて今後われわれが取るべき行動について検討する。

III. 代替案の検討

・ 法の周知の徹底

1945 年の事件発生時、捕虜に対する非人道的な扱いを禁ずる法は、国際法・国内法ともに既に整備されていた。本来ならば、法の手続きに従って、その職務に従事する者たちが捕虜の処遇を決定していくべきであった。しかし法が存在していたとしても、事件に関係する一般市民への周知が徹底していなければ効力が発揮できない。この事件では、この点が不十分であったと考えられる。そこで、法の運用の責任主体としての公務員の責任に一層の重きをおき、国民への正しい情報伝達の義務を自覚させることは、事態を改善するための一つの方策となりうるだろう。更に、住民を脅かすためではなく、専門知識を提供する存在としての公務員の義務として、このような事態に直面した際に住民を制圧する一時的権限を公務員に附与することが必要な場合もあるだろう。

また、例えビン・ラディン氏やカダフィ氏のように数多の問題を孕んだ人物であっても、国際法の手続きを経ずに彼らを殺害したり、集団で彼らの遺体に暴行を加えることに喜びを感じるような人々を生み出すような文化・教育は、洗練されているとは言えまい。殺害者や暴行者たちは、その瞬間には正義を果たしたと感じるのだろうが、法に照らし合わせると正当な行為を行ったとは言えまい。無

論、法を超えた倫理が存することはあり得るが、法治国家である以上、法を蔑ろにした正義は推奨すべきでない。

・ 有徳な人物による啓蒙

本事件でも示されていたように、法の周知が徹底していなかった場合でも、倫理的な側面から暴行を阻止する影響力を持つような宗教者や村の有識者が存することで、住民の行動を抑制することができるかもしれない。そのためには、それらの宗教者・有識者の「徳」に基づく判断に対して、住民があらかじめ信頼を寄せていることが前提となる。また、そのような有徳な人が存在するコミュニティでは、暴行の発露自体が抑止され得る可能性もある。

2008年日本生命倫理学会年次大会において、東野氏と共に壇上で講演をした土屋貴志氏は、戦時においては＜死刑執行人の論理＞、＜「もったいないの」論理＞、＜軍事医学公益性の論理＞、＜公益至上主義の倫理＞といった医学研究論理への「対抗倫理」が弱まることを指摘した。そして医学研究倫理が戦時下に転倒する訳ではなく、平時から医学研究倫理に本質的に内在する問題が戦時下で噴出、或いは先鋭化するのだと述べている。²⁵ 医学研究だけでなく、一般住民における論理・倫理についても同様のことがいえる可能性はある。指導的な立場の者が、主流思想に対抗する多様な論理・倫理の存在を認め（それらが指導者の思想への対抗論理・倫理であったとしても）、議論を交わすことができる土壌を涵養することも彼らの責務の一つであろう。

・ 事実の公表

本事件の帰結を省み、今後活かすためには、これらの事実を明らかにして公表し、語り継ぐことが重要である。過去を変えることはできない。また、戦争を永遠に放棄した日本において、今後同様の事態が起こることはないだろう。しかしながら、この小さな集落で起こった事件に対する考察を、世界で起きている戦争や紛争の現場に活かすことは可能であると考え。「ある状況下では人間はこのようなことをしてしまうのだ」ということをあらかじめ知ることは、実際にそのような状況下に至った時の態度に違いを生むはずである。

事実の公表にあたっては、情緒的な修飾を避け、事実を事実として端的に伝えるべきであると考え。その際には、伝達機関としてのメディアの態度も問われるべきであろう。情報の操作や攪乱により、関係者同士の不和や誹謗中傷等を招くようなことは回避されなければならないと考える。

おわりに

第二次世界大戦後数十年が経過しても、依然として本事件について言及する地元民は少なく、多くの人々が口を閉ざしたまま他界していった。本稿を執筆するにあたり、改めて、当時を知る人と直接接触をする機会も得られなかったため、限られたアクセス可能な資料から情報を得ることしかできなかった。従って、今回は「地元の不公正を倫理的に考察すること」の重要性を改めて痛感はしたものの、そのモデルを具体的に示すことには至らなかった。記述倫理学としての正確性を確保するためにも、今後も調査を継続的に行っていくことが必要である。

しかしながら、だからこそ、事件後の早い時期に、事情に明るくアクセスしやすい地元の研究者らが記録を残し、分析をおこなうことには大きな意義があると考えられる。そして研究者のみならず、情報を多方面で共有し、尚且つ可能な限り事件直後に議論がなされることが望ましいだろう。事故・災害等の勃発時にも同じことがいえる。

地元に住む者が地元の出来事に関して考察をすることは、先に述べたような観点で意義深いと考えるが、それを推進するためには、その研究者の身の安全が脅かされないような枠組みを確保することが重要である。今後、応用倫理学の立場で具体的な問題に相對しながら、その枠組みが如何にして成立可能かを確認していきたいと思う。

<注>

- 1 東野利夫氏：1926（大正 15）年福岡生まれ。1950 年に九州大学医学部専門部卒業。1958 年福岡市にて産婦人科を開業。医学生時代の 1945 年に解剖学第二講座の研究補助員として業務にあたる中で、「九大生体解剖事件」を目撃する。1968 年以降、当時の事件の背景を調査し始め、1979 年に『汚名 「九大生体解剖事件」の真相』を出版した。翌 1980 年に生存者・ワトキンス氏と対面を果たす。
- 2 生体解剖事件の詳細は、東野（1985）、上坂（1982、2005）を参照。
- 3 片肺全摘出術、肺縦隔手術、胃全摘出術、大動脈圧迫による心停止後の開胸心マッサージおよび心臓手術、心筋切開および縫合術、胆のう摘出術、肝臓片葉切除術、三叉神経遮断術、代用血液（海水）輸液実験、失血観察実験等が実施された。
- 4 朝鮮戦争勃発にともなって減刑がおこなわれ、実際に死刑に処された者はいなかった。また、実験を指揮・執刀した石山主任外科部長は、取り調べ中の拘置所内で自殺した。
- 5 甲斐利雄氏：熊本県阿蘇郡生まれ。菊池郡、阿蘇郡の公立中学校で 39 年間教鞭を執る。戦争体験の伝承、平和教育にも力を注ぐ。「あそ 9 条の会」、「明成皇后を考え

る会」の設立者の一人。

6 この枠組みが確立され、適切に機能することが可能となれば、例えば、福島第一原発の周辺に存している様々な「不公正」について、その影響を被る当事者である地元福島の倫理学者が言及しやすくなることに繋がるのではないだろうか。地の利を生かして多くの情報を得ることができる地元の研究者が、自身の短絡的な利益を度外視して、あくまで倫理的考察によって知見を導くことが出来るならば、それは他の学問的知見と手を携え、当該「不公正」を解消するための重要な糸口になるのではないだろうか。

熊本県では、水俣病問題や蜂の巣城闘争など、倫理学の立場から言及さるべきことが今までにも多々起きていたが、それらの事柄について倫理学の立場から言及した地元の研究者は殆どいなかった。その要因のひとつとして、地元で生活を営んでいる研究者が地元で生じている「不公正」について安全に言及する枠組みが、未だ確立されていないということが挙げられると考えている。更に、もっと大きな要因としては、このような具体的な問題に倫理学者たちが取り組まなかったことが挙げられる。日本でも、生命倫理問題をきっかけに、多くの倫理学者が実際の問題に対して発言するようになってきた。

7 1981年にワトキンス元機長が東野氏に提供した資料による。「殉空之碑」にはウィリアム・R・フレドリック中尉、デイル・E・プランベック中尉、ジャック・M・ペーリイ少尉、ビーレイ・J・ブラウン軍曹、テッド・J・ポンスカ軍曹、ジャック・V・デングラー軍曹、チャールズ・パーマー伍長、ロバート・B ウィリム伍長、ジョン・C・コールハウエル伍長、レオン・E・ザーネギ伍長、アービン・A・コーリス伍長の11人の名が刻まれている。

8 フリーソフト「白地図 KenMap Ver8.4」を用いて作成。地図の一辺は約42.3km。

9 甲斐（1997）p.73

10 東野（1985）pp.341-342

11 福林（2002-）によると、期間を通じて570名の連合軍飛行士が捕らえられたという。尚、第二次大戦中に日本軍に連行された連合軍捕虜の総数は約36,000人、そのうちの約3,500人が終戦までに死亡した。

12 <http://www.powresearch.jp/jp/archive/pilot/index.html>

13 ③生存・救助・捕虜型ではあるものの、あわや地元住民による襲撃を受けそうになった者も存在する。（例：1945年8月10日福島県田村市滝根町に不時着したTBF乗組員スペンサー海軍中尉とロジャーソン下士官に対して、機銃掃射を受けて被災した地元住民が襲いかかろうとする一幕があった。）

14 ⑤、⑥で暴行死や自決に至る前に、米兵から地元住民に対する攻撃がおこなわれ

ている場合もある（例：1945年7月28日埼玉県岩槻市平林寺に不時着したP51操縦士のコーク少尉は、日本兵によって射殺される前に地元住民と日本兵に対して発砲をおこなっている）。

15 東野（1985）p.21

16 但し、西鉄筑紫駅銃撃事件は終戦間際の昭和20年8月8日の出来事であり、この事件が阿蘇の住民の殺傷行動の直接の原動力となった訳ではない。昭和20年上半期の朝日新聞、熊本日日新聞によると、同年3月辺りから九州への米軍機飛来の機会が増加していたことが確認できる。いずれの記事でも、来襲した米軍機による被害は「僅少」で、「荒鷲・神鷲・若鷲（日本兵のこと）」が「敵機」を「撃沈」したということが強調されている。情報統制がおこなわれていた戦時下にあつては、そうした負の情報は口伝でつたえられたのかもしれない。

17 東野（1985）p.384

18 NHK・熊本（2010）において、当時19歳だった井ツギヨさんが証言している。

19 同書 pp.23-24

20 NHK・熊本（2010）での宇都宮シズ子さん（当時20歳）、井ツギヨさん（同19歳）、佐藤暢三さん（同18歳）の証言による。

21 2004年には、ジュネーヴ条約に基づいた「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」が日本国内で制定されている。

22 「法の不知は抗弁とならない」とするのが一般的である。但し、刑法38条3項では「法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる」とされている。

23 NHK・熊本（2010）佐藤一三さん（当時10歳）の証言による。

24 一之瀬は「まったくもって刑法的な「殺人」とは無縁な事態であろうとも、あるいは、行為として「殺人」に形式的には当てはまるが違法性や責任が阻却されるような場合であろうとも、当事者あるいは第三者の観点から何らかの程度で「殺人」とみなされるときには」何らかの「ネガティヴ性がつねにつきまとうのである」と述べている。（一ノ瀬（2010）p.164）

25 土屋（2008）

<参考・引用文献>

一ノ瀬正樹（2011）『死の所有 死刑・殺人・動物利用に向き合う哲学』東京大学出版会

上坂冬子（1982）『生体解剖 九州大学医学部事件』中公文庫

上坂冬子 (2005) 『「生体解剖」事件 B29 飛行士、医学実験の真相』 PHP 研究所
甲斐利雄 (1997) 「「殉空之碑」に思う」 熊本県学校生活協同組合 平和委員会編『熊本県学校生活協同組合 50 周年 戦争体験文集 わすれるなかれ』ホープ印刷株式会社、
pp.72-74

東野利夫 (1985) 『汚名「九大生体解剖事件」の真相』 文春文庫

土屋貴志 (2008) 「戦時下における医学研究倫理－戦争は倫理を転倒させるのか－」『日本生命倫理学会第 20 回年次大会プログラム・予稿集』 p.19

※ <http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/user/tsuchiya/gyoseki/presentation/08JABslides.files/frame.htm> にて発表資料閲覧可能。

福林 徹 (2002-) 「本土空襲の墜落米軍機と捕虜飛行士」、「日本国内の捕虜収容所」
(POW 研究会ホームページ内)

< 参考映像 >

NHK・熊本 (2010.8.9 放送)

「シリーズ証言記録 市民たちの戦争 B29 墜落“敵兵”と遭遇した村～熊本県・阿蘇」

※ http://cgi2.nhk.or.jp/shogenarchives/bangumi/movie.cgi?das_id=D0001220041_00000 NHK 戦争証言アーカイブスにて視聴可能。

< 参考ホームページ >

POW 研究会 POW Research Network Japan

<http://www.powresearch.jp/jp/index.html>

YOMIURI ONLINE 九州発近代遺産を訪ねて「旧西鉄筑紫駅待合所～福岡県筑紫野市」

http://kyushu.yomiuri.co.jp/entame/isan/0506/is_506_050618.htm